

下 総 第 3 5 2 号
平成 2 9 年 5 月 1 日

下関市監査委員	阪	田	高	則	様
同	川	原	徳	也	様
同	木	本	暢	一	様
同	山	下	隆	夫	様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置報告について

平成 2 9 年 3 月 1 日付け監査報告第 6 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき報告します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 ボートレース企業局ボートレース事業課 〕

- ① 業務委託等において、資本的支出として経理すべきであるにもかかわらず、収益的支出として経理されているものが見受けられた。資本取引と損益取引を明確に区分し、適正な事務処理を行われたい。

【指摘事項】①

資産の取得に係る直接的な費用に関して、一部誤って収益的支出として経理事務を行ってしまいましたので、資本的支出として支出更正しました。今後は適正に資本的支出として経理事務を行います。